

全 建 事 発 第 89 号

平成 23 年 11 月 16 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 押 田 彰
〔公 印 省 略〕

現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について

拝啓 平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、国土交通省において、昨年 7 月の「公共工事標準請負契約約款及び建設工事標準下請契約約款の改正」により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定が追加されたところであり、今般、当該規定の趣旨及び運用上の留意事項について、別添のとおり公共発注機関の長に通知されました。

つきましては、本会宛てに別添の通知がありましたので、貴会会員に建設工事標準下請契約約款の運用についても、適切な運用に努められますよう、周知・協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

< 本件に関する問い合わせ先 >

(社) 全国建設業協会

事業部 下田

TEL: 03-3551-9396

FAX: 03-3555-3218

メール: jigyo@zenken-net.or.jp